

# 前橋リズムダンスクラブ 会員規約

## 1・【目 的】

スポーツを通じて人とのコミュニケーションや、社会のルールを学び、人としての成長を見守り前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」趣旨を理解し、スポーツの持つ楽しさを学び、自らすすんで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育む事を目的とする。

## 2・【名 称】

当クラブは前橋市地域クラブ「前橋リズムダンスクラブ」と称する。

## 3・【クラブ員】

当クラブはリズムダンスを希望する中学校1年生～中学3年生までの生徒、及びその保護者、指導にあたる成人等で構成する。

- (2) 当クラブの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書、並びに誓約書の提出をもって行う。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

## 4・【役 員】

当クラブは、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者（監督・コーチ）・・・技術指導はじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・監事・連絡責任者・・・クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や、使用料の支払い等会計業務を行う

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 5・【総 会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年4月に総会を行う。総会では以下の内容について承認、決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学生代表の選任、承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

## 6・【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋市立第七中学校 地域活動室」「ジムナダンススタジオ」とする。

## 7・【活動日時】

当クラブの活動は下記とし、月内で、合計4回実施する。

第二、第四火曜日 16時30分～17時30分

第一、第三土曜日 11時15分～12時15分

(2) 警報発令時は原則行わない。

## 8・【会 費】

当クラブの会費は、一人月2000円とし、年月初めの活動日に会計が徴収する。

2回の参加は1000円とし、活動日に同じく会計が徴収を行う。

(2) 大会の遠征費や備品等については必要な時は別途徴収する。

(3) 年会費は一人1000円とし、年度初月に徴収を行う。

## 9・【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。

保険料は会計が別途徴収を行う。

## 10・【研 修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救急救命に対する知識、理解を高める

## 11・【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する

【附則】 本規約は令和8年の4月1日より施行する